

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第十七条の二の見出し中「受注者の契約の相手方となる」を削り、同条第一項中「下請契約（同法第二条第四項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方」を「下請負人（同法第二条第五項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約（建設業法第二条第四項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると知事が認める場合

ロ 知事の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が知事に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると知事が認める場合

ロ 知事が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から三十日（知事が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を知事に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、知事の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかつたとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の一に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号口に定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の五に相当する額

第十九条の見出しを「（監督職員）」に改め、同条第一項中「監督員」を「監督職員」に改め、同条第二項中「監督員」を「監督職員」に改め、「職名及び」を削り、同条第三項から第六項までの規定中「監督員」を「監督職員」に改める。

第二十二条第二項及び第四項、第二十三条第二項から第四項までの規定、第二十四条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定、第二十五条第二項及び第十一項、第二十七条第一項から第三項までの規定、第二十八条第一項及び第二項、第三十六条第一項から第三項までの規定、第四十七条第一項及び第三項並びに第五十一条第五項中「監督員」を「監督職員」に改める。

第五十四条第二項及び第三項を削る。

第五十四条の三を第五十四条の四とし、第五十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条を第五十四条の三とし、第五十四条の次に次の二条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第五十四条の二次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一（受注者が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、十分の三）に相当する額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一　前条の規定により契約が解除された場合
 - 二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合
 - 2　次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一　受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人
 - 二　受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成十四年法律第二百二十九号）の規定により選任された管財人
 - 三　受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等
 - 3　第一項の場合において、第十条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、知事は、当該契約保証金又は担保をもつて同項の違約金に充当することができる。
- 第五十五条に見出しとして「（知事の任意解除権）」を付し、同条第一項中「第五十四条第一項、第五十四条の二第一項」を「第五十四条、第五十四条の三第一項」に改める。

第五十七条第三項及び第八項中「第五十四条の三」を「第五十四条の四」に改める。

第五十七条の二第一項中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の三第一項」に改める。

第六十条第二項中「監督員」を「監督職員」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に入札又は随意契約の執行手続が完了している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。